

一般社団法人福祉自治体ユニット定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人福祉自治体ユニットと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都新宿区市谷田町2丁目7番地15に置く。

(目的・事業)

第3条 当法人は、市町村長が住民サイドに立った福祉行政を進めるために、政策研究及び会員相互の連携を図ることを目的とし、その目的を達成するため、以下の活動を行う。

- (1) 福祉政策及びそれに関連する地方自治・財政政策等について研究し、専門家との交流、情報交換を行なう。
- (2) 福祉政策に関し、共同目標を設置し、必要であれば、国・県等へ共同提言を行なう。
- (3) その他前各号の目的を達成するために必要な活動を行ない、また、そのために会員間の交流、支援を行なう。

(公告)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

第5条 当法人は、理事会及び監事を置く。

第2章 会員

(種別)

第6条 当法人の会員は次の3種とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

(1)正会員

この法人の目的に賛同し、会費を納め入会した市町村長、都道府県知事。

(2)準会員

この法人の目的に賛同し、入会した市町村長、都道府県知事。

(3)賛助会員

この法人の目的に賛同する市町村長経験者、都道府県知事経験者。

(正会員・準会員の資格)

第7条 正会員・準会員は現役市町村長、現役都道府県知事のみが資格を有するものとし、退任した場合は賛助会員となる。

(入会)

第8条 会員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事全員の承認を得るものとする。

(会費等)

第9条 会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 当法人の目的を達成するための各事業等に参加の場合、必要な経費を負担することがある。

(会員の資格喪失)

第10条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 会員が退会を代表理事に届け出たとき。

(2) 当法人の名誉を棄損し、又は目的に反する行為をしたとき。

(退会)

第11条 会員は、別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

第3章 社員総会

(種別)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎年1回開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(構成)

第13条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(招集)

第14条 社員総会は、代表理事全員の合意によりこれを招集する。

2 社員総会の招集通知は、日時、場所、目的及び審議事項を、少なくとも1週間前までに通知しなければならない。

(権限)

第15条 社員総会は、この定款に別に定めるもののほか、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算計画
- (5) 事業報告及び決算報告
- (6) 役員の選任又は解任
- (7) 会費の額
- (8) その他運営に関する重要事項

(決議の方法)

第16条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(表決権等)

第17条 各正会員の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、社員総会に出席したものとみなす。
- 4 社員総会の決議について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の決議に加わることができない。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、その社員総会において、出席した正会員の中から選出する。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、主たる事務所に備え置く。

第4章 役員等及び職員

(種別及び員数)

第20条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、4人以内を代表理事とし、代表理事のみがこの法人の代表権を持つものとする。

(選任等)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって正会員の中から選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって選任する。
- 3 各理事について、理事とその配偶者又は3親等内の親族その他特別な関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(任期)

第22条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠として又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の満了する時までとする。
- 3 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の終了する時までとする。

(職務)

第23条 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

2 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の決議に基づき、この法人の業務を執行する。

3 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(解任)

第24条 役員は、本会の名誉を棄損し、又は本会の設立趣旨に反する行為があったときは、社員総会の議決により解任することができる。

(費用の支弁)

第25条 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

2 前項に関し必要な事項は、社員総会の議決を経て、代表理事全員の合意により別に定める。

(参与)

第26条 当法人に、参与を置くことができる。

2 参与は、代表理事全員の合意によりこれを指名し、当法人の業務の執行に関し、意見を述べることができる。

(取引の制限)

第27条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(事務局及び職員)

第28条 この法人に、事務を処理するための事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、理事会の決議を経て代表理事全員の合意により委嘱し、職員は代表理事全員の合意により任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て代表理事全員の合意により別に定める。

第5章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 社員総会に付議する事項
- (2) 当法人の会務の執行に関する事項

(招集)

第31条 理事会は、法令に別段の定めがある時を除き、代表理事全員の合意により招集する。

- 2 理事会の招集通知は、日時、場所、目的及び審議事項を、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第32条 理事会の議長は、出席した代表理事の中から輪番でこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、理事総数の過半数が出席し、出席理事の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事全員が書面や電子メール等により同意した事項は、理事会の決裁があったものとする。

(議事録)

第34条 理事会の議事録については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

第6章 計算

(事業年度)

第35条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日迄の年1期とする。

(事業計画及び予算計画)

第36条 当法人の事業報告並びに計画、及び、予算報告並びに計画については、代表理事が作成し、監事の監査を受け、毎事業年度終了後の社員総会において承認を得るものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事全員の合意の上に、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(剰余金の分配の禁止)

第37条 当法人は、剰余金を分配することができない。

(残余財産の帰属)

第38条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人又は、国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第39条 当法人が定款を変更しようとするときは、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の承諾を得るものとする。

(解散)

第40条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 合併
- (3) 破産

2 前項1号の理由により当法人が解散するときは、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の承諾を得なければならない。